

# 入札参加心得

(郵便入札用)

◎入札参加にあたっては、次の事項に留意してください。

## 1. 入札の効力について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、**無効**となります。
  - ①入札参加資格のない者のした入札
  - ②所定の日時まで、所定の場所に到達しない入札
  - ③入札書記載の金額を訂正した入札
  - ④入札書に記名、押印のない入札
  - ⑤誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - ⑥同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
  - ⑦明らかに連合と認められる入札
  - ⑧前各号に定めるもののほか入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができません。
  - ①初度の入札に参加しなかった者
  - ②連合その他不正な行為があった入札をした者
  - ③**無効となる入札をした者**

## 2. 入札書について

- (1) 入札書は必ず**指定様式**により、作成してください。
- (2) 入札回数は原則として初度入札を含め**3回**までとします。
- (3) **入札書の件名、場所は指名通知書に従って記入してください。**

## 3. 提出した入札書について

提出した入札書は、『書き換え』『引き換え』または『撤回』をすることができませんので、金額・数量等については、提出前に再度確認して提出してください

## 4. 公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

- (1) 入札参加者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 連合その他不正な行為のあった者は、指名通知後においても指名を取消し、また、連合その他不正な行為があり入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めます。

## 5. 異議の申立て

入札後、指名通知書、設計書、仕様書の内容が不明とし異議の申立てはできません。

## 6. 入札及びくじの辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行者が定める期日までであれば、いつでも入札を辞退できます。ただし、入札書を発送した後は辞退できません。
- (2) 入札を辞退するときは、「入札辞退届」をFAXの上、郵送により提出（入札執行者が定める期日までに到達するものに限り、）してください。
- (3) 入札を辞退したことにより、以後の指名等において不利益な取扱を受けることはありません。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより、落札者を決定します。**くじは辞退することができません。**

## 8. その他

- (1) 契約書は、担当課の指示に従い、速やかに各担当課へ提出してください。

### 契約の履行に関し、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた際の対応について

暴力団関係者から契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに所轄の警察署へ被害届を提出すること。なお、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合は、「宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱」に基づき、指名停止等を行う場合がありますので、ご注意ください。

◎お問い合わせは、各担当課、担当者まで。